

第51回衆議院議員総選挙啓発運動要綱

令和8年1月23日
愛知県選挙管理委員会
明るい選挙推進愛知県協議会

1 趣旨

第51回衆議院議員総選挙啓発運動は、このたびの第51回衆議院議員総選挙において、主権者たる国民が代表者を選ぶに当たり、国政における衆議院の役割をよく認識し、自由な意思で進んで投票に参加するとともに、明るい選挙が実施されるよう呼び掛けるものである。

2 運動方針

- (1) 次の事項に重点を置いて、投票参加を推進する。
 - ア 投票日及び期日前投票期間の周知徹底
 - イ 投票時間の周知
 - ウ 小選挙区比例代表並立制に係る投票方法の周知
 - エ 期日前投票制度、不在者投票制度及び在外投票制度の周知
 - オ 低投票率層向け及び低投票率地域における投票参加の推進
- (2) 有権者が選挙に際し、候補者の政見や政策を、よく聞き、よく考えて投票するよう、政治及び選挙を考える機会と資料を積極的に提供する。

3 運動の進め方

- (1) 県内各市区町村選挙管理委員会、明るい選挙推進愛知県協議会及び愛知県選挙管理委員会が密接な協力連携のもとに積極的に啓発運動を展開する。
- (2) 新聞社、放送局等の報道機関が今日の世論喚起に大きな役割を果たしていることに鑑み、報道機関に対する情報及び資料の提供を積極的に行い、その協力を求める。
- (3) インターネット及びSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）が有権者に広く利用されていることに鑑み、インターネット及びSNSによる啓発を積極的に行う。
- (4) 期日前投票者数が増加傾向であることに鑑み、投票日の周知に加え、期日前投票の積極的な利用による投票への参加を呼び掛ける。

4 実施事業

有権者の第51回衆議院議員総選挙に対する関心を高め、投票日を周知し、及び投票への参加を促し、並びに明るい選挙の実施を呼び掛ける次の事業を行う。

- (1) 報道機関との連携等による啓発
 - ア 報道機関との連携
新聞社、放送局等の報道機関に対し、積極的に情報及び資料を提供し、その協力を得て、投票参加及び明るい選挙の実施を呼び掛ける。
 - イ 県広報媒体の活用
県広報広聴課と協議して、広報媒体（広報紙、広報番組等）を利用して投票日等の周知を図る。

(2) ポスター等による啓発

- ア 街頭用・駅貼用・車内吊用ポスターを掲出し、投票日等の周知を図る。
- イ 懸垂幕、横断幕及び看板により投票日等の周知を図る。
- ウ 大学・高校等にポスターの掲出等をし、大学生・高校生等への投票日等の周知を図る。

(3) インターネット等による啓発

- ア 県のホームページ等に啓発記事や啓発動画を掲載し、投票日、小選挙区比例代表並立制に係る投票方法、期日前投票制度等の周知を図るとともに、広く投票参加及び明るい選挙の実施を呼び掛ける。
- イ SNSを活用した情報発信を行い、広く投票参加及び明るい選挙の実施を呼び掛ける。
- ウ インターネット等で啓発動画の配信等を行い、広く投票参加及び明るい選挙の実施を呼び掛ける。

(4) 啓発イベント等による啓発

- 啓発イベント等を実施及び活用し、広く投票参加を呼び掛ける。

(5) 広報車による啓発

- 広報車で県内を巡回し、広く投票参加を呼び掛ける。

(6) 啓発資材の配布

- 投票日等を表示した啓発資材を配布し、広く投票参加を呼び掛ける。

(7) 啓発標語及び啓発キャラクターによる啓発

- 各種啓発事業を実施する際に統一的な啓発標語及び啓発キャラクターを使用し、啓発効果を高める。

(8) その他

- ア 交通機関、百貨店、大学等に対し、車内放送、構内放送、店内放送、校内放送等を依頼し、投票参加を呼び掛ける。
- イ 明るい選挙推進サポーターに対し、周囲の若年層等に投票参加を呼び掛けるよう依頼する。

5 啓発標語及び啓発キャラクター

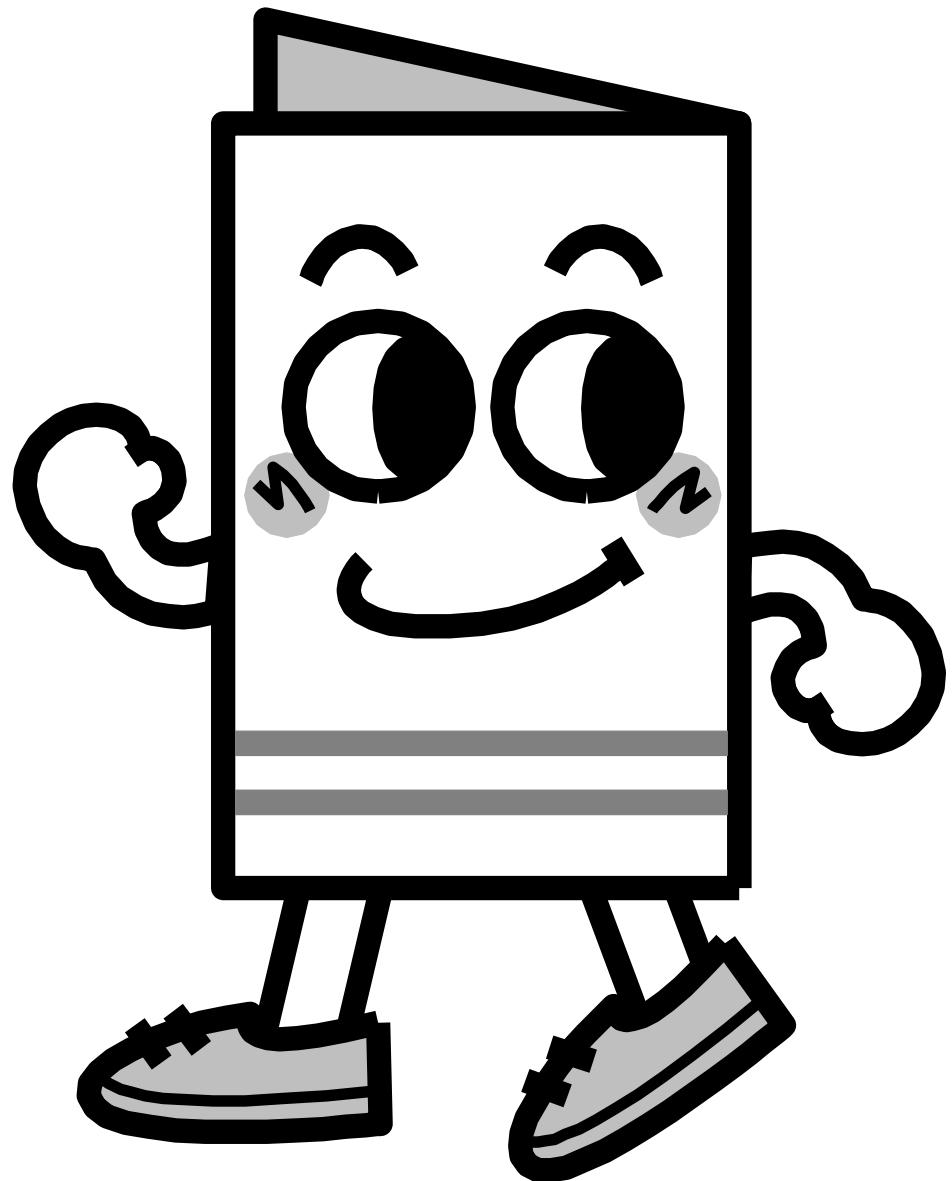
この運動を通じて統一的に使用する啓発標語及び啓発キャラクターは、次のとおりとする。

啓発標語

「 伝えよう 自分の意思を 国政へ 」

啓発キャラクター

別紙のとおり。



イッピヨウくん